



2023年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社 南都銀行  
代表者名 取締役頭取 橋本 隆史  
(コード番号 8367 東証プライム市場)  
問合せ先 執行役員経営企画部長 田原 久義  
(TEL. 0742-27-1552)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当行は、2023年5月12日開催の取締役会において、2023年6月29日開催予定の第135期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

##### (1) 監査等委員会設置会社への移行

当行は、2023年2月27日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、第135期定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。

(2) その他、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年6月29日(予定)

定款変更の効力発生日 2023年6月29日(予定)

以上

【別紙】

定款の一部変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示しております。)

| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| <p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条<br/>(条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会<br/>2. <u>監査役</u><br/>3. <u>監査役会</u><br/>4. <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条<br/>(条文省略)</p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 12 条<br/>(条文省略)</p> <p>第 3 章 株 主 総 会<br/>第 13 条～第 19 条<br/>(条文省略)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 20 条 当銀行の取締役は、15 名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 21 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>(条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> | <p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条<br/>(現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会<br/>2. <u>監査等委員会</u><br/>(削除)<br/>3. <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条<br/>(現行どおり)</p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 12 条<br/>(現行どおり)</p> <p>第 3 章 株 主 総 会<br/>第 13 条～第 19 条<br/>(現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 20 条 当銀行の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、15 名以内とする。</p> <p><u>② 当銀行の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 21 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>(現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p><u>② 任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。代表取締役は、取締役会の決議に従い業務を執行する。</p> <p><u>② 取締役会の決議によって、取締役の内から取締役会長、取締役頭取、取締役副頭取各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第25条<br/>(条文省略)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第26条 取締役会の招集は、会日の5日前までに各取締役および各監査役に対して、その通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、更にこれを短縮することができる。</p> <p><u>② 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</u></p> <p>第27条<br/>(条文省略)</p> | <p>(削除)</p> <p><u>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>④ 補欠の監査役等委員である取締役の選任の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の内から代表取締役を選定する。代表取締役は、取締役会の決議に従い業務を執行する。</p> <p><u>② 取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の内から取締役会長、取締役頭取各1名を置くことができる。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第25条<br/>(現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第26条 取締役会の招集は、会日の5日前までに各取締役に対して、その通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、更にこれを短縮することができる。</p> <p><u>② 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</u></p> <p>第27条<br/>(現行どおり)</p> |
|--|--|

|  |   |
|--|---|
| <p>(新設)</p> <p>第 28 条<br/>(条文省略)</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第 29 条<br/>(条文省略)</p> <p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p><u>(監査役の員数)</u></p> <p>第 30 条 <u>当銀行の監査役は、5 名以内とする。</u></p> <p><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第 31 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(補欠監査役の選任の効力)</u></p> <p>第 32 条 <u>補欠監査役の選任の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第 33 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役および常任監査役)</p> <p>第 34 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。また、必要に応じ監査役会の決議によって常任監査役を置くことができる。</u></p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第 35 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> | <p><u>(業務執行の決定の取締役への委任)</u></p> <p>第 28 条 <u>当銀行は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 29 条<br/>(現行どおり)</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第 30 条<br/>(現行どおり)</p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第 31 条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定する。</u></p> <p>(削除)</p> |
|--|---|

|   |   |
|---|---|
| <p>(監査役会の招集)</p> <p>第36条 監査役会の招集は、会日の5日前までに各監査役に対して、その通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、更にこれを短縮することができる。</p> <p>② 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第38条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で規定する額とする。</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第39条～第42条<br/>(条文省略)</p> | <p>(監査等委員会の招集)</p> <p>第32条 監査等委員会の招集は、会日の5日前までに各監査等委員に対して、その通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、更にこれを短縮することができる。</p> <p>② 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>(削除)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第34条～第37条<br/>(現行どおり)</p> |
|---|---|